



平成18年6月8日

各位

会社名 沢井製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤井 弘行
(コード番号 4555 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長
兼経営効率部長 佐藤 博之
(TEL. 06-6928-7071)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、「定款一部変更の件」を平成18年6月23日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 取締役会の機動的運営を図るとともに、社外監査役の人材確保の観点から、新たに導入された書面取締役会制度(第24条)、社外監査役との責任限定契約(第34条)を採用するための所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮(第20条)するための所要の変更を行うものであります。
- (4) また、業務の合理化・効率化の観点から、当会社の公告方法(第5条)を電子公告に変更するものであります。
- (5) 定款の全般にわたって会社法の規定に沿った文言の整備を行うとともに、定款に規定すべき事項の見直しを行い、株主総会の議事録(現行定款第14条)、取締役会の議事録(現行定款第22条)、監査役会の決議方法(現行定款第30条)、監査役会の議事録(現行定款第31条)を削除するものであります。
- (6) 上記変更に伴い、条数の繰下げ等を行うとともに、一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 (新設) 第 4 条 (公告の方法) 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 第 2 章 株式 第 5 条 (発行株式の総数) 当会社の発行する株式の総数は 3,880 万株とする。 (新設) 第 6 条 (1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 当会社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。 2. 当会社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 (新設)	第 1 章 総則 第 4 条 (機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第 5 条 (公告方法) 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第 2 章 株式 第 6 条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、3,880 万株とする。 第 7 条 (株券の発行) 当会社は、株式に係る株券を発行する。 第 8 条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当会社の単元株式数は、100 株とする。 2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当会社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

現 行 定 款	変 更 案
<u>第7条（名義書換代理人）</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u> <u>第8条（株式取扱規則）</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱及び手数料は、法令または定款に定めあるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。 <u>第9条（基準日）</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u> 第3章 株主総会 <u>第10条（招集の時期）</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。 （新設）	<u>第10条（株主名簿管理人）</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> <u>第11条（株式取扱規則）</u> 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。 （削除） 第3章 株主総会 <u>第12条（招集）</u> （現行どおり） <u>第13条（定時株主総会の基準日）</u> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 11 条</u>（招集権者及び議長） 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、他の代表取締役が、代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。 （新設） <u>第 12 条</u>（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。 2. <u>商法第 343 条</u>に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。 <u>第 13 条</u>（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	<u>第 14 条</u>（招集権者及び議長） （現行どおり） 2.（現行どおり） <u>第 15 条</u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 <u>第 16 条</u>（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第 2 項</u>に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 <u>第 17 条</u>（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2.（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 14 条（議事録）</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。 第 4 章 取締役及び取締役会 <u>第 15 条（員数）</u> 当会社の取締役は、12名以内とする。 <u>第 16 条（選任方法）</u> 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 <u>第 17 条（任期）</u> 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> <u>第 18 条（代表取締役及び役付取締役）</u> 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により、若干名を選任する。 2. 取締役会の決議により、取締役のうちから取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	(削除) 第 4 章 取締役及び取締役会 <u>第 18 条（員数）</u> (現行どおり) <u>第 19 条（選任方法）</u> (現行どおり) 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 <u>第 20 条（任期）</u> 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>第 21 条（代表取締役及び役付取締役）</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役のうちから取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 19 条</u>（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会の招集は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。 2．取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。 <u>第 20 条</u>（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 2．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。 <u>第 21 条</u>（取締役会の決議方法） <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u> <u>第 22 条</u>（取締役会の議事録） <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u> <u>第 23 条</u>（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 <u>第 24 条</u>（報酬） 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。 第 5 章 監査役及び監査役会 <u>第 25 条</u>（員数） 当会社の監査役は、5 名以内とする。	<u>第 22 条</u>（取締役会の招集権者及び議長） （現行どおり） 2．（現行どおり） <u>第 23 条</u>（取締役会の招集通知） （現行どおり） 2．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催</u>することができる。 <u>第 24 条</u>（取締役会の決議の省略） <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> （削除） <u>第 25 条</u>（取締役会規則） （現行どおり） <u>第 26 条</u>（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u> 第 5 章 監査役及び監査役会 <u>第 27 条</u>（員数） （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 26 条</u>（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 <u>第 27 条</u>（任期） 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。 <u>第 28 条</u>（常勤の監査役） <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u> <u>第 29 条</u>（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。 <u>第 30 条</u>（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u> <u>第 31 条</u>（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u> <u>第 32 条</u>（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。 <u>第 33 条</u>（報酬） 監査役の報酬は、株主総会の決議に<u>より</u>定める。	<u>第 28 条</u>（選任方法） (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>第 29 条</u>（任期） 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役</u>の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。 <u>第 30 条</u>（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>第 31 条</u>（監査役会の招集通知） (現行どおり) 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。 (削除) (削除) <u>第 32 条</u>（監査役会規則） (現行どおり) <u>第 33 条</u>（報酬等） 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議に<u>よつて</u>定める。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第 6 章 計 算 <u>第 34 条 (営業年度及び決算期)</u> 当会社の<u>営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度末日を決算期とする。</u> <u>第 35 条 (利益配当金)</u> 当会社の<u>利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u> (新設) <u>第 36 条 (中間配当)</u> 当会社は取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配 (以下中間配当という。)</u>をすることができる。 <u>第 37 条 (除斥期間)</u> <u>利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u> 2. 未払の<u>利益配当金及び中間配当金</u>には利息をつけないものとする。	<u>第 34 条 (社外監査役との責任限定契約)</u> <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、3 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 第 6 章 計 算 <u>第 35 条 (事業年度)</u> 当会社の<u>事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u> <u>第 36 条 (剰余金の配当の基準日)</u> 当会社の<u>期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> <u>第 37 条 (中間配当)</u> 当会社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u> <u>第 38 条 (配当金の除斥期間)</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u> 2. 未払の<u>配当金</u>には、<u>利息をつけないものとする。</u>

以 上